

議第11号

鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業について

鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業を別紙のとおり決定するものとする。

令和4年5月24日提出

鶴岡市教育委員会  
教育長 布川 敦

令和4年度 事務事業の点検・評価(令和3年度実績) 事業一覧表

番号	事業名	分野	担当部署	施策区分 ※
1	通学対策事業	管理・学校教育	管理課	①
2	学校改築事業	管理・学校教育	管理課	①
3	学校冷房設備整備事業	管理・学校教育	管理課	③
4	地域とともにある学校づくり推進事業	管理・学校教育	学校教育課	①
5	特別支援教育充実事業	管理・学校教育	学校教育課	①
6	特色ある学校づくり推進事業	管理・学校教育	学校教育課	①
7	G I G Aスクール構想推進事業	管理・学校教育	学校教育課	③
8	家庭教育推進事業	社会教育	社会教育課	①
9	文化会館管理運営事業	社会教育	社会教育課	①
10	文化財管理保存事業 (鶴岡市文化財保護事業費補助金)	社会教育	社会教育課	③
11	中央公民館市民学習促進事業 (天文学習事業)	社会教育	中央公民館	①
12	藤沢周平記念館管理運営事業	社会教育	藤沢周平記念館	①
13	ウォーキング等普及推進事業	スポーツ	スポーツ課	①
14	体育施設整備・管理運営事業	スポーツ	スポーツ課	①
15	鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業	スポーツ	スポーツ課	①
16	ホストタウン推進事業	スポーツ	スポーツ課	①
17	図書館・郷土資料館管理運営事業	社会教育	図書館・郷土資料館	①
18	学校給食センター管理運営事業	管理・学校教育	給食センター	①

※施策区分凡例 ①・・・市独自施策の事業 ②・・・県施策による事業 ③・・・国施策による事業

事務事業の点検・評価対象事業経過一覧表(令和2年度以降)

令和2年度 評価対象事業			令和3年度 評価対象事業			令和4年度 評価対象事業		
No.	事業名	所管課	No.	事業名	所管課	No.	事業名	所管課
1	通学対策事業	管理課	1	通学対策事業	管理課	1	通学対策事業	管理課
2	学校改築事業	管理課	2	学校改築事業	管理課	2	学校改築事業	管理課
3	学校冷房設備整備事業	管理課	3	学校冷房設備整備事業	管理課	3	学校冷房設備整備事業	管理課
4	教育相談・適応指導事業	学校教育課	4	教育相談・適応指導事業	学校教育課	4	地域とともにある学校づくり推進事業	学校教育課
5	特別支援教育充実事業	学校教育課	5	特別支援教育充実事業	学校教育課	5	特別支援教育充実事業	学校教育課
6	特色ある学校づくり推進事業	学校教育課	6	特色ある学校づくり推進事業	学校教育課	6	特色ある学校づくり推進事業	学校教育課
7	就学援助事業	学校教育課	7	G I G Aスクール構想推進事業	学校教育課	7	G I G Aスクール構想推進事業	学校教育課
8	放課後子ども教室推進事業	社会教育課	8	文化会館管理運営事業	社会教育課	8	家庭教育推進事業	社会教育課
9	文化会館管理運営事業	社会教育課	9	地域学校協働活動推進事業	社会教育課	9	文化会館管理運営事業	社会教育課
10	民俗芸能等保存伝承事業 (民俗芸能発表会)	社会教育課	10	文化財管理保存事業 (鶴岡市文化財保護事業費補助金)	社会教育課	10	文化財管理保存事業 (鶴岡市文化財保護事業費補助金)	社会教育課
11	中央公民館市民学習促進事業 (市民講座運営事業)	中央公民館	11	中央公民館管理運営事業 (施設改修・修繕事業)	中央公民館	11	中央公民館市民学習促進事業 (天文学習事業)	中央公民館
12	藤沢周平記念館管理運営事業	藤沢周平記念館	12	藤沢周平記念館管理運営事業	藤沢周平記念館	12	藤沢周平記念館管理運営事業	藤沢周平記念館
13	ウォーキング等普及推進事業	スポーツ課	13	ウォーキング等普及推進事業	スポーツ課	13	ウォーキング等普及推進事業	スポーツ課
14	体育施設整備・管理運営事業	スポーツ課	14	体育施設整備・管理運営事業	スポーツ課	14	体育施設整備・管理運営事業	スポーツ課
15	鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業	スポーツ課	15	鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業	スポーツ課	15	鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業	スポーツ課
16	ホストタウン推進事業	スポーツ課	16	ホストタウン推進事業	スポーツ課	16	ホストタウン推進事業	スポーツ課
17	図書館・郷土資料館管理運営事業	図書館・郷土資料館	17	図書館・郷土資料館管理運営事業	図書館・郷土資料館	17	図書館・郷土資料館管理運営事業	図書館・郷土資料館
18	学校給食センター管理運営事業	給食センター	18	学校給食センター管理運営事業	給食センター	18	学校給食センター管理運営事業	給食センター

議第 1 2 号

鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 5 月 2 4 日提出

教育長 布 川 敦

鶴岡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市学校給食センター条例施行規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「P. T. A. 連合会」を「小、中学校の P. T. A. 」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 2 4 日から施行する。

鶴岡市学校給食センター条例施行規則（平成17年10月1日教育委員会規則第21号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鶴岡市学校給食センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 教育委員会規則第21号</p> <p>改正 平成23年9月30日教育委員会規則第12号 平成24年3月30日教育委員会規則第6号</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 運営委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 小、中学校の校長及び教職員 (2) 学校保健会の役員 (3) <u>P. T. A. 連合会</u>の役員 (4) 学識経験者</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年9月30日教委規則第12号） この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日教委規則第6号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>○鶴岡市学校給食センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 教育委員会規則第21号</p> <p>改正 平成23年9月30日教育委員会規則第12号 平成24年3月30日教育委員会規則第6号 <u>令和4年5月24日教育委員会規則第3号</u></p> <p>(委員)</p> <p>第6条 運営委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 小、中学校の校長及び教職員 (2) 学校保健会の役員 (3) <u>小、中学校の P. T. A. </u>の役員 (4) 学識経験者</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年9月30日教委規則第12号） この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日教委規則第6号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和4年5月24日教委規則第3号）</u> <u>この規則は、令和4年5月25日から施行する。</u></p>

○鶴岡市学校給食センター条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第21号

改正 平成23年9月30日教育委員会規則第12号

平成24年3月30日教育委員会規則第6号

令和4年5月24日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市学校給食センター条例（平成17年鶴岡市条例第90号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 鶴岡市学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の献立の作成に関すること。
- (2) 学校給食費の取扱いに関すること。
- (3) 学校給食に要する食品材料の発注及び検収に関すること。
- (4) 学校給食の調理及び運搬に関すること。
- (5) 学校給食の指導に関すること。
- (6) 学校給食に係る食器の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (7) 学校給食関係教職員の研修に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に関すること。

(職員)

第3条 給食センターに、所長を置き、必要に応じ所長補佐、主査、技能主査、係長、技能係長、業務名を冠する専門員、業務名を冠する技能専門員、専門員、技能専門員、主任、技能主任、主事、栄養士、技能士及びその他の職員を置くことができる。

- 2 所長は、給食センターの業務及び事務を掌理し、所属職員の指揮監督を行う。
- 3 所長補佐は、上司の命を受け、所長の職務を補佐し、担当事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 主査、技能主査は、上司の命を受け、所定の事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 5 係長、技能係長、業務名を冠する専門員及び業務名を冠する技能専門員は、上司の命を受け、担当する事務を処理するとともに、所属職員を指揮する。

6 専門員、技能専門員、主任、技能主任、主事、栄養士、技能士及びその他の職員は、上司の命を受け、担当する事務を処理する。

(一部改正〔平成23年教委規則12号・24年6号〕)

(処務)

第4条 この規則で定めるもののほか、職員の服務並びに業務及び事務処理について必要な事項は、教育長の承認を得て所長が定める。

(運営委員の職務)

第5条 鶴岡市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、給食センターの運営に関する重要事項について審議し、所長に助言し、又は教育委員会に意見を述べることができる。

2 前項の審議を行うため、これに必要な調査及び研究を行う。

(委員)

第6条 運営委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小、中学校の校長及び教職員
- (2) 学校保健会の役員
- (3) 小、中学校のP. T. A. 連合会の役員
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(その他)

第8条 運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日教委規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月24日教委規則第3号）

この規則は、令和4年5月25日から施行する。



議第13号

市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について

令和4年度6月市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、市長から意見を求められたため、鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、議決を求める。

令和4年5月24日提出

鶴岡市教育委員会  
教育長 布川 敦